

4 職員給与

(1) 平均給料月額・給与月額

市町村における一般行政職の平均給料月額は、一般行政職 4,163 百円（給料 3,294 百円、諸手当 869 百円）であり（表 1）、技能労務職の平均給料月額は 3,847 百円（給料 3,270 百円、諸手当 576 百円）である（表 2）。

表 1 一般行政職の平均給与月額

（単位：百円、歳）

区分	平均給料 月額(A)	平均諸手当 月額(B)	平均給与月額		平均 年齢	
			(A)+(B)	増減額・率		
県内	市平均	3,299	910	4,209	▲23	42.3
		3,332	900	4,232	▲0.5%	42.5
	町村平均	3,236	367	3,603	±0	42.6
		3,250	353	3,603	0%	42.8
	市町村平均	3,294	869	4,163	▲21	42.3
		3,326	858	4,184	▲0.5%	42.5
全国	市平均	3,244	751	3,995	▲7	42.5
		3,268	733	4,002	▲0.2%	42.7
	町村平均	3,116	468	3,584	▲8	42.3
		3,139	454	3,592	▲0.2%	42.5
国	3,350	—	—	—	43.5	
	3,072	—	—	—	43.1	

※平均給料月額、諸手当月額及び平均年齢の数値は、いずれも加重平均数値である。

※市平均、市町村平均については、指定都市を含んでいない。

※端数処理のため、総務省の公表数値と一致しない場合がある。

※平均給料月額、平均諸手当月額、平均給与月額について、上段は平成 26 年 4 月分の支給額の平均、下段は平成 25 年 4 月分の支給額の平均になる。

※端数処理のため、平均給料月額と平均諸手当月額の合計と平均給与月額が一致しない場合がある。

表2 技能労務職の平均給与月額

(単位：百円、歳)

区分	平均給料 月額(A)	平均諸手当 月額(B)	平均給与月額		平均 年齢	
			(A)+(B)	増減額・率		
県内	市平均	3,326	605	3,931	18	50.7
		3,304	609	3,913	0.5%	50.2
	町村平均	2,482	166	2,649	18	49.0
		2,468	163	2,631	0.7%	48.7
	市町村平均	3,270	576	3,847	18	50.6
		3,249	580	3,829	0.5%	50.1
国	2,880	—	—	—	50.1	
	2,721	—	—	—	49.9	

※平均給料月額、諸手当月額及び平均年齢の数値は、いずれも加重平均数値である。

※市平均、市町村平均については、指定都市を含んでいない。

※平均給料月額、平均諸手当月額、平均給与月額について、上段は平成26年4月分の支給額の平均、下段は平成25年4月分の支給額の平均になる。

※端数処理のため、平均給料月額と平均諸手当月額の合計と平均給与月額が一致しない場合がある。

【用語の説明】

「給与」

条例で定められた勤務時間による勤務に対する報酬のことをいい、労働基準法でいう「賃金」と本質的には同様である。

給与は、給料と諸手当で構成される。

「給料」

給料表に基づいて支給されるものであり、職員の職務の複雑、困難及び責任の度に応じて支給される、職員の正規の労働時間に対する報酬。

「諸手当」

特殊勤務手当、時間外勤務手当、扶養手当等、給料に加給される従たる給与で、特殊な勤務又は正規の勤務時間外の勤務に従事する職員の給与上の調整、あるいは、生計費の増嵩に対する補給等のために、給料の補充的な給与として支給される。

(2) ラスパイレス指数

県内市町村のラスパイレス指数の平均は101.2で、国家公務員の時限的な給与改定特例法による平均7.8%の給与減額支給措置が平成26年3月末で終了したことに伴い、大幅に減少した(表3)。

また、県内54市町村の33団体でラスパイレス指数が100以上であった。(表4)。

表3 ラスパイレス指数の推移(加重平均)

		17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
市		100.4	100.1	100.9	101.3	101.5	101.6	101.5	109.8	109.7	101.4
町村		96.6	96.0	96.4	97.0	97.6	98.4	98.5	106.7	106.1	98.3
全市町村		99.7	99.6	100.5	100.8	101.1	101.3	101.2	109.5	109.4	101.2
全 国	市	97.6	97.4	97.9	98.3	98.4	98.8	98.8	106.9	106.6	98.6
	町村	93.7	93.5	93.9	94.2	94.6	95.1	95.3	103.3	103.2	95.6
	全団体	98.0	98.0	98.5	98.7	98.5	98.8	98.9	107.0	106.9	98.9

※「市」、「全市町村」は千葉市を含む。

※「全国」の「市」は指定都市を除く。「全団体」は都道府県、指定都市及び特別区を含む。

表4 ラスパイレス指数の分布

	22年			23年			24年			25年			26年		
	市	町村	計	市	町村	計	市	町村	計	市	町村	計	市	町村	計
105以上							34	10	44	36	10	46			
前年比							34	10	44	2		2	▲36	▲10	▲46
100以上105未満	26	5	31	26	5	31	2	8	10	1	7	8	29	4	33
前年比	3		3				▲24	3	▲21	▲1	▲1	▲2	28	▲3	25
95以上100未満	10	9	19	10	9	19							8	12	20
前年比	▲3	1	▲2				▲10	▲9	▲19				8	12	20
95未満		4	4		4	4								1	1
前年比		▲3	▲3					▲4	▲4					1	1

※平成23年のラスパイレス指数の分布は、平成22年の状況と同じでした。

※平成24年及び平成25年の指数は、国家公務員の時限的な(平成24年4月1日から2年間)給与改定特例法による平均7.8%の給与減額支給措置により、上昇する団体が増加しました。

※平成24年～平成25年の間に、大網白里町が市制施行したため、市が増加し町村が減少しています。

表5 ラスパイレス指数上位10団体

県内 順位	全国 順位	団体名	平成 26 年	平成 25 年	
					参考値
1	2	神崎町	103.8	111.5	102.9
2	7	市川市	103.4	111.5	103.0
2	7	松戸市	103.4	112.0	103.5
2	7	袖ヶ浦市	103.4	111.1	102.7
5	15	市原市	102.8	111.2	102.7
6	18	我孫子市	102.7	111.1	102.6
7	21	大網白里市	102.5	109.9	101.5
8	22	東金市	102.4	109.5	101.2
9	42	印西市	102.0	109.4	101.0
10	—	柏市	101.8	110.1	101.7
10	48	横芝光町	101.8	109.8	101.5

※県内順位については、千葉市を除く。

※全国順位については、指定都市及び中核市を除く。(全 1,679 団体)

【用語の説明】

「ラスパイレス指数」

ラスパイレス指数とは、統計処理上の加重平均の一方法で、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示すものです。

ラスパイレス指数の算出方法は、一般行政職について、国と地方公共団体の職員構成を、学歴別、経験年数別に区分し、地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して算出します。具体的には、地方公共団体の仮定給料の総額（地方公共団体の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員数を乗じて得た総和）を、国の実給料の総額で除して得るものです。

ラスパイレス指数は、給与のうち給料のみを比較したものであり、地域手当や特殊勤務手当などの諸手当はラスパイレス指数の算出において対象外となっています。

給料表の構造、水準、給料表の改定、昇格昇給等について、国と異なった措置を行った場合には、ラスパイレス指数は変動します。また、小規模な町村において経験年数階層内における職員の分布が変わった場合や、国において職員構成が大きく変動した場合、ラスパイレス指数が大きく変動することがあります。

「参考値」

国家公務員の時限的な（平成 24 年 4 月 1 日から 2 年間）給与改定特例法による平均 7.8%の給与減額支給措置がないとした場合の値。

(3) 初任給・諸手当

市町村の大学卒初任給は1,742 百円～1,808 百円、高校卒初任給は1,418 百円～1,494 百円と、大学卒で6,600 円、高校卒で7,600 円の幅がある（表6、表I-4-1）。

諸手当のうち、特殊勤務手当については、4 団体（四街道市、八街市、酒々井町、御宿町）が制度を設けていない（表7、表I-4-1）。

また、地域手当は28 団体で支給されており、最大で12%の支給率になっている。（表8）

表6 初任給額上位3位

（単位：百円）

順位	大学卒		高校卒	
	団体名	初任給額	団体名	初任給額
1	29 団体	1,808	市川市	1,494
2	7 団体	1,788	野田市	1,472
3	野田市	1,786	37 団体	1,462
国	1,722		1,401	

表7 特殊勤務手当数

区分	制度なし	1～9	10～19	20～29	30～39	計
市	2	11	11	9	4	37
町村	2	13	2	0	0	17
合計	4	24	13	9	4	54

表8 地域手当支給率別団体数等の状況

支給率	団体数	内訳		団体名			
		市	町村				
12%	3	市	3	船橋市	成田市	浦安市	
10%	5	市	5	千葉市	市川市	松戸市	習志野市
				八千代市			
8%	4	市	4	我孫子市	四街道市	袖ヶ浦市	印西市
7%	5	市	5	佐倉市	市原市	流山市	鎌ヶ谷市
				君津市			
6%	3	市	3	茂原市	柏市	白井市	
3%	8	市	5	木更津市	野田市	東金市	八街市
				大網白里市			
		町村	3	酒々井町	栄町	芝山町	
0%	5	市	2	富津市	富里市		
		町村	3	睦沢町	白子町	長南町	
制度なし	21	市	10	銚子市	館山市	旭市	勝浦市
				鴨川市	南房総市	匝瑳市	香取市
				山武市	いすみ市		
		町村	11	神崎町	多古町	東庄町	九十九里町
				横芝光町	一宮町	長生村	長柄町
				大多喜町	御宿町	鋸南町	
合計	54						

【用語の説明】

「初任給」

一般的には、新規に学校を卒業してある地方公共団体に採用された者に対して決定される給料月額をいう。

なお、採用前に民間企業の勤務経験のある者等については、別途決定される場合がある。

「諸手当」

給料のほかに、職員の勤務条件、勤務能力に応じ支給される補充的給与。

「地域手当」

地域の民間賃金水準を公務員給与に適切に反映するよう、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員の給与水準の調整を図るため支給される手当

「特殊勤務手当」

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上の特別の考慮を必要とするが、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に、その勤務の特殊性に応じて支給される手当。

(4) その他の給与制度等

① 給料表

職員の給料決定の根本である給料表については、国と全く同じが9団体（3市6町村）、合成又は分割が4団体（4市）、継ぎ足しが21団体（12市9町）、その他（独自等）が20団体（18市2町）となっている。

② 給与構造の改革

給与構造の改革は、すべての団体において実施されている。

③ 給与公表

各市町村における、職員給与の状況等の公表については、すべての団体においてホームページで公表が行われている。

【用語の説明】

「給与構造の改革」

平成 18 年度から実施された国家公務員の給与水準の見直しや勤務実績の給与への反映等の給与構造の改革を踏まえ、地方公務員においても以下のとおり改革を実施した。

1 給料表構造の見直し

地域の公務員給与がそれぞれの地域の民間賃金水準をより適切に反映したものとなるよう、給料表水準を平均で4.8%程度引き下げるとともに年功的な給与上昇を抑制し、職務・職責に応じた給料構造へ転換。

2 地域手当の創設

公務員の給料表水準を民間賃金の低い地域を基準に引き下げること（給料表構造の見直し）に併せて、調整手当を廃止し、民間賃金の高い地域に勤務する職員に対し、地域手当を支給。

3 勤務成績に基づく昇給制度の導入

従来のは号俸を4分割し、勤務成績に基づくきめ細かい昇給を実施。

(5) 給与実態調査における一般職の職員数（総論・職種別）

市町村の一般職の職員数は、50,438人であり、前年に比べて44人の増となっている。
なお、職種別の職員数は、一般行政職が一番多く、全体の47.4%を占めている（表9）。

表9 一般職職員数

（単位：人）

区 分	平成26年		平成25年		対前年比	
	職員数	構成比	職員数	構成比	増減数	増減率
一般行政職	23,906	47.4%	24,069	47.8%	▲163	▲0.7%
税務職	2,613	5.2%	2,610	5.2%	3	0.1%
医師・歯科医師職	64	0.1%	68	0.1%	▲4	▲5.9%
薬剤師・医療技術職	1,094	2.2%	1,089	2.2%	5	0.5%
看護・保健職	1,694	3.4%	1,710	3.4%	▲16	▲0.9%
福祉職	5,120	10.1%	4,895	9.7%	225	4.6%
消防職	5,854	11.6%	5,845	11.6%	9	0.2%
企業職	5,525	11.0%	5,400	10.7%	125	2.3%
技能労務職	2,992	5.9%	3,114	6.2%	▲122	▲3.9%
教育職	1,568	3.1%	1,587	3.1%	▲19	▲1.2%
その他	8	0.0%	7	0.0%	1	14.3%
合計	50,438	100.0%	50,394	100.0%	44	0.1%

【用語の説明】

「給与実態調査における一般職の職員数」

各年の4月1日現在における一般職の職員数を意味するが、給与実態調査においては、本来的には一般職である教育長については、含めない取扱いとされているため、定員管理調査等の調査の職員数と数値が異なる場合がある。

「福祉職」

福祉職の区分に該当する職員とは、社会福祉に関する専門的な知識、技術をもって、自己の判断に基づき独立して、必要な援護、育成、更生のための指導、保育、介護等の対人サービス業務に従事している者をいい、具体的には、身体障害者更生援護施設、老人福祉施設、児童福祉施設に勤務する生活指導員や保育士などがあげられる。

(参考)団体別給与制度一覧

表 I-4-1 給与制度概要

市町村名	給与構造改革実施済み団体	種類	給料表																										
			給料表の種類										一般行政職給料表																
			技 労	企 業	高 校	幼 稚 園	医 療	福 祉	指 定 職	特 定 任 期 付	級 数	最低号給額(単位:百円)									最高号給額(単位:百円)								
												1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
千葉市	●	15	1	8	1		3			1	8	1,339	1,612	2,135	2,558	2,907	3,114	3,569	3,867		2,447	3,085	4,085	4,345	4,467	4,790	5,334	5,480	
銚子市	●	4		1	1					1	8	1,356	1,858	2,229	2,619	2,892	3,206	3,662	4,130		2,437	3,078	3,547	3,883	4,006	4,226	4,562	4,782	
市川市	●	5	1				3				9	1,494	1,725	1,928	2,538	2,762	3,191	3,461	3,742	3,977	2,529	3,022	3,502	4,006	4,382	4,587	4,898	5,046	5,389
船橋市	●	9	1	4	1		2				9	1,356	1,858	2,229	2,619	2,892	3,206	3,662	4,130	4,646	2,437	3,078	3,547	3,883	4,006	4,226	4,562	4,782	5,377
館山市	●	1									8	1,372	1,878	2,246	2,619	2,892	3,206	3,662	4,130		2,437	3,078	3,563	3,908	4,032	4,226	4,562	4,782	
木更津市	●	2		1							8	1,372	1,878	2,246	2,892	3,206	3,662	3,837	4,130		2,322	2,872	3,786	4,174	4,252	4,592	4,813	4,941	
松戸市	●	12	1	5	1		3			1	9	1,356	1,788	2,229	2,619	2,892	3,206	3,662	4,130	4,646	2,437	3,065	3,547	3,883	4,410	4,682	4,908	5,309	5,377
野田市	●	3	1	1							8	1,356	1,681	2,193	2,619	2,807	3,121	3,408	3,575		2,621	3,225	4,086	4,321	4,478	4,771	5,004	5,161	
茂原市	●	1									9	1,372	1,418	1,878	2,619	2,892	3,206	3,662	4,047	4,130	2,437	3,078	3,563	3,908	4,032	4,226	4,562	4,686	4,782
成田市	●	3		1			1				9	1,216	1,356	1,616	2,146	2,619	2,892	3,206	3,662	4,130	2,326	2,437	3,078	3,547	3,883	4,104	4,252	4,650	5,377
佐倉市	●	3		2							7	1,372	1,878	2,619	2,892	3,206	3,662	4,130			2,904	3,407	3,908	4,032	4,226	4,562	4,782		
東金市	●	2		1							8	1,372	1,878	2,246	2,619	2,892	3,206	3,662	4,130		2,437	3,078	3,563	3,908	4,032	4,226	4,562	4,782	
旭市	●	10		8			1				7	1,372	1,878	2,246	2,619	2,892	3,206	3,662			2,437	3,078	3,563	3,908	4,032	4,226	4,562		
習志野市	●	3		1	1						8	1,372	1,742	2,246	2,619	2,892	3,206	3,662	4,130		2,437	2,958	3,580	3,982	4,136	4,329	4,741	4,968	
柏市	●	5	1	1	1		1				9	1,356	1,616	2,156	2,619	2,892	3,206	3,662	4,130	4,646	2,443	3,174	3,637	3,795	4,222	4,414	4,678	4,860	5,431
勝浦市	●	4		1			2				7	1,359	1,742	2,246	2,619	2,892	3,206	3,662			2,437	2,958	3,614	3,983	4,162	4,278	4,622		
市原市	●	2		1							9	1,356	1,858	2,229	2,619	2,892	3,206	3,662	4,130	4,646	2,581	3,078	3,563	3,983	4,110	4,252	4,562	4,844	5,377
流山市	●	3		1						1	8	1,372	1,742	2,246	2,619	2,892	3,206	3,662	4,130		2,437	2,945	3,563	4,033	4,188	4,304	4,592	4,782	
八千代市	●	2		1							8	1,372	1,878	2,246	2,619	2,892	3,206	3,662	4,130		2,437	3,078	3,563	3,908	4,162	4,356	4,682	4,875	
我孫子市	●	2		1							7	1,356	2,270	2,500	2,676	2,886	3,195	3,645			3,348	4,007	4,366	4,534	4,717	4,867	5,109		
鴨川市	●	6		1		1	3				8	1,372	1,878	2,246	2,619	2,892	3,206	3,662	4,130		2,437	3,078	3,563	3,908	4,032	4,382	4,772	4,968	
鎌ヶ谷市	●	1									8	1,372	1,742	2,246	2,619	2,892	3,206	3,662	4,130		2,437	2,945	3,563	3,908	4,162	4,356	4,682	4,906	
君津市	●	3		1			1				8	1,372	1,742	2,246	2,619	2,892	3,206	3,662	4,130		2,437	3,052	3,563	3,958	4,356	4,512	4,922	5,166	
富津市	●	2		1							8	1,372	1,742	2,246	2,619	2,892	3,206	3,662	4,130		2,437	3,078	3,563	3,908	4,110	4,252	4,652	4,782	
浦安市	●	2				1					9	1,372	1,742	2,246	2,619	2,892	3,206	3,662	4,130	4,646	2,437	3,052	3,563	3,958	4,136	4,226	4,562	4,782	5,377
四街道市	●	3	1	1							8	1,418	1,742	2,174	2,619	2,892	3,206	3,662	4,130		2,437	3,013	3,547	3,908	4,032	4,226	4,562	4,878	

表 I-4-1 給与制度概要

市町村名	初任給(単位:百円)				特殊勤務手当	地域手当				住居手当		管理職手当	給与公表 給与情報等 公表システム による公表
	国大卒:1,722 国高卒:1,401		国との比較		手 当 数	支給率 (A)	国支 給率 (B)	県支 給率	超過 支給率 (A)>(B)	自宅		定額化 未実施	
	大卒	高卒	大卒	高卒						支給:● 経過措置あ り:支給期限	支給額(円) ※は5年目 まで		
千葉市	1,756	1,418	+34	+17	35	10.0%	10.0%	7.0%		H26年度			実施
銚子市	1,788	1,445	+66	+44	23			7.0%					実施
市川市	1,763	1,494	+41	+93	28	10.0%	10.0%	7.0%	●	7,000			実施
船橋市	1,788	1,445	+66	+44	30	12.0%	12.0%	7.0%					実施
館山市	1,808	1,462	+86	+61	4			7.0%					実施
木更津市	1,808	1,462	+86	+61	23	3.0%		7.0%	●	H27年度			実施
松戸市	1,788	1,445	+66	+44	33	10.0%	10.0%	7.0%	●	7,000			実施
野田市	1,786	1,472	+64	+71	15	3.0%	3.0%	7.0%	●	7,000			実施
茂原市	1,808	1,462	+86	+61	4	6.0%	6.0%	7.0%				●	実施
成田市	1,788	1,445	+66	+44	16	12.0%	15.0%	7.0%	●	7,000			実施
佐倉市	1,742	1,418	+20	+17	17	7.0%	6.0%	7.0%	●				実施
東金市	1,808	1,462	+86	+61	6	3.0%	3.0%	7.0%					実施
旭市	1,808	1,462	+86	+61	33			7.0%					実施
習志野市	1,808	1,462	+86	+61	23	10.0%	10.0%	7.0%		H28年度			実施
柏市	1,788	1,445	+66	+44	18	6.0%	6.0%	7.0%	●	8,000			実施
勝浦市	1,808	1,462	+86	+61	10			7.0%				●	実施
市原市	1,788	1,445	+66	+44	21	7.0%	6.0%	7.0%	●	H29年度			実施
流山市	1,808	1,462	+86	+61	23	7.0%	3.0%	7.0%	●	●	7,000		実施
八千代市	1,808	1,462	+86	+61	28	10.0%	10.0%	7.0%					実施
我孫子市	1,788	1,445	+66	+44	6	8.0%	12.0%	7.0%					実施
鴨川市	1,742	1,462	+20	+61	14			7.0%	●	4,500			実施
鎌ヶ谷市	1,742	1,418	+20	+17	9	7.0%	6.0%	7.0%	●	●	9,000		実施
君津市	1,808	1,462	+86	+61	24	7.0%		7.0%	●	●	6,000		実施
富津市	1,808	1,462	+86	+61	15		10.0%	7.0%				●	実施
浦安市	1,808	1,462	+86	+61	16	12.0%	12.0%	7.0%		H26年度			実施
四街道市	1,808	1,462	+86	+61	-	8.0%	10.0%	7.0%					実施

表 I-4-1 給与制度概要

市町村名	初任給(単位:百円)				特殊勤務手当	地域手当				住居手当		管理職手当	給与公表	
	国大卒:1,722 国高卒:1,401		国との比較			手当数	支給率(A)	国支給率(B)	県支給率	超過支給率(A)>(B)	自宅			
	大卒	高卒	大卒	高卒							支給:● 経過措置あり:支給期限			支給額(円) ※は5年目まで
袖ヶ浦市	1,808	1,462	+86	+61	27	8.0%	12.0%	7.0%					実施	
八街市	1,742	1,462	+20	+61	-	3.0%	3.0%	7.0%					実施	
印西市	1,808	1,462	+86	+61	4	8.0%	13.4%	7.0%					実施	
白井市	1,808	1,462	+86	+61	4	6.0%	6.0%	7.0%					実施	
富里市	1,808	1,462	+86	+61	7			7.0%					実施	
南房総市	1,742	1,462	+20	+61	18			7.0%					実施	
匝瑳市	1,808	1,462	+86	+61	14			7.0%					実施	
香取市	1,808	1,462	+86	+61	8			7.0%					実施	
山武市	1,808	1,462	+86	+61	6			7.0%					実施	
いすみ市	1,742	1,418	+20	+17	3			7.0%					実施	
大網白里市	1,808	1,462	+86	+61	14	3.0%	3.0%	7.0%					実施	
酒々井町	1,808	1,462	+86	+61	-	3.0%	3.0%	7.0%					実施	
栄町	1,808	1,462	+86	+61	3	3.0%	3.0%	7.0%					実施	
神崎町	1,808	1,462	+86	+61	2			7.0%					実施	
多古町	1,808	1,462	+86	+61	11			7.0%					実施	
東庄町	1,808	1,462	+86	+61	6			7.0%			●		実施	
九十九里町	1,808	1,462	+86	+61	4			7.0%					実施	
芝山町	1,808	1,462	+86	+61	7	3.0%		7.0%	●				実施	
横芝光町	1,742	1,418	+20	+17	11			7.0%					実施	
一宮町	1,808	1,462	+86	+61	3			7.0%		H27年度			実施	
睦沢町	1,742	1,462	+20	+61	6			7.0%					実施	
長生村	1,742	1,462	+20	+61	4			7.0%					実施	
白子町	1,742	1,462	+20	+61	3			7.0%		●	4,300	●	実施	
長柄町	1,742	1,462	+20	+61	3			7.0%					実施	
長南町	1,742	1,418	+20	+17	5			7.0%		●	1,000 ※2,500		実施	
大多喜町	1,742	1,418	+20	+17	3			7.0%				●	実施	
御宿町	1,742	1,418	+20	+17	-			7.0%					実施	
鑑南町	1,742	1,462	+20	+61	7			7.0%				●	実施	

表 I-4-2 ラスパイレス指数

市町村名	22年	23年	24年	25年	26年	前年差
千葉市	101.2	100.8	109.6	110.4	102.5	▲ 7.9
銚子市	95.1	95.5	107.1	107.2	97.9	▲ 9.3
市川市	104.0	103.8	112.4	111.5	103.4	▲ 8.1
船橋市	103.7	102.8	110.6	110.2	101.2	▲ 9.0
館山市	97.9	97.3	105.1	108.1	99.4	▲ 8.7
木更津市	101.4	100.6	109.4	109.8	101.6	▲ 8.2
松戸市	103.8	104.5	111.0	112.0	103.4	▲ 8.6
野田市	100.7	100.7	109.0	109.1	100.7	▲ 8.4
茂原市	99.8	102.1	109.7	109.4	100.7	▲ 8.7
成田市	103.7	103.5	111.8	110.0	101.7	▲ 8.3
佐倉市	103.1	102.4	111.0	110.3	101.6	▲ 8.7
東金市	103.0	102.8	110.7	109.5	102.4	▲ 7.1
旭市	97.2	96.9	104.8	105.0	97.1	▲ 7.9
習志野市	100.7	100.7	109.0	109.2	101.2	▲ 8.0
柏市	101.3	101.4	109.8	110.1	101.8	▲ 8.3
勝浦市	99.0	99.4	108.1	108.6	100.8	▲ 7.8
市原市	103.8	103.4	111.5	111.2	102.8	▲ 8.4
流山市	100.3	100.2	108.8	107.8	100.0	▲ 7.8
八千代市	102.8	102.4	111.1	112.4	101.2	▲ 11.2
我孫子市	102.5	102.7	111.6	111.1	102.7	▲ 8.4
鴨川市	101.6	101.3	109.1	108.9	100.8	▲ 8.1
鎌ヶ谷市	102.0	102.7	112.0	110.8	101.5	▲ 9.3
君津市	103.7	104.1	113.7	109.9	100.5	▲ 9.4
富津市	97.9	99.1	107.7	107.2	98.5	▲ 8.7
浦安市	102.2	101.1	109.4	109.8	101.5	▲ 8.3
四街道市	97.3	97.0	105.8	106.2	98.2	▲ 8.0
袖ヶ浦市	103.6	103.7	110.7	111.1	103.4	▲ 7.7
八街市	98.4	98.2	107.0	106.7	98.7	▲ 8.0
印西市	101.0	100.9	109.6	109.4	102.0	▲ 7.4
白井市	100.4	99.9	108.8	108.4	99.8	▲ 8.6
富里市	102.1	101.8	109.5	109.7	101.7	▲ 8.0
南房総市	100.2	100.1	108.7	108.0	100.4	▲ 7.6
匝瑳市	100.8	101.1	110.1	109.5	100.8	▲ 8.7
香取市	101.3	101.5	109.4	109.3	101.1	▲ 8.2
山武市	98.9	99.9	108.1	108.6	100.4	▲ 8.2
いすみ市	96.5	96.3	104.1	104.3	96.8	▲ 7.5
大網白里市	102.5	102.6	109.6	109.9	102.5	▲ 7.4

市町村名	22年	23年	24年	25年	26年	前年差
酒々井町	99.0	99.0	107.8	107.8	99.1	▲ 8.7
栄町	97.1	97.7	105.5	106.5	98.3	▲ 8.2
神崎町	102.5	102.9	112.7	111.5	103.8	▲ 7.7
多古町	100.4	99.8	109.0	107.9	100.7	▲ 7.2
東庄町	99.1	97.8	106.8	108.3	99.1	▲ 9.2
九十九里町	101.0	100.4	110.5	108.4	99.6	▲ 8.8
芝山町	99.6	100.4	110.4	111.9	100.5	▲ 11.4
横芝光町	101.4	100.8	108.0	109.8	101.8	▲ 8.0
一宮町	90.7	91.5	101.7	103.2	95.0	▲ 8.2
睦沢町	94.3	94.0	101.5	102.1	99.3	▲ 2.8
長生村	94.1	95.3	103.0	102.7	95.0	▲ 7.7
白子町	95.1	96.7	104.9	105.5	96.5	▲ 9.0
長柄町	96.4	96.7	105.9	106.9	99.2	▲ 7.7
長南町	93.5	94.2	103.0	103.6	96.8	▲ 6.8
大多喜町	96.0	96.1	102.9	102.1	96.3	▲ 5.8
御宿町	95.1	93.8	103.3	101.3	94.8	▲ 6.5
鋸南町	96.1	96.7	104.3	102.6	97.7	▲ 4.9

○加重平均

	22年	23年	24年	25年	26年	前年差
市	101.6	101.5	109.8	109.7	101.4	▲ 8.3
町村	98.4	98.5	106.7	106.1	98.3	▲ 7.8
市町村	101.3	101.2	109.5	109.4	101.2	▲ 8.2

○単純平均

	22年	23年	24年	25年	26年	前年差
市	100.9	100.9	109.3	109.2	100.9	▲ 8.3
町村	97.4	97.6	106.2	106.0	98.4	▲ 7.6
市町村	99.8	99.8	108.3	108.2	100.1	▲ 8.1

※いずれの平均においても、千葉市を含む。